

## 帯広市タブレット等利用規約

### 1 貸付けの対象者

障害福祉課が所有するタブレット（附帯する機器を含みます。以下「タブレット等」といいます。）の借受けができる者は、「帯広市遠隔手話サービス利用規約」における「5 サービスの利用登録」をした者及びその介助者とします。

### 2 貸付期間

貸付期間は、遠隔手話サービスの実施期間内（最大7日間までとします。）とし、許可された用途以外で継続して使用することはできません。

### 3 貸付料

貸付料は、無料とします。

### 4 借受けの申請

タブレット等の借受許可を受けようとする者は、障害福祉課に予約状況の確認を行い、タブレット等の使用を希望する5日前までに、「タブレット等借受許可申請書（様式第1号）」を持参又はFAXにより提出してください。

### 5 貸付けの決定

貸付けの可否を、「タブレット等貸付許可書兼通知書（様式第2号）」により通知します。

### 6 貸付け及び返却について

タブレット等の貸付け及び返却は、原則として障害福祉課の窓口で行います。

### 7 借受人の責務

借受人は、タブレット等の貸付期間中は、使用に当たって次の事項を遵守してください。

- (1) 許可された用途以外に使用しないこと。
- (2) 使用場所において必要となる調整などは、借受人自らが行うこと。
- (3) 他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 営利目的に使用しないこと。
- (5) 使用場所の状況により汚損する可能性がある場合には、使用しないこと。
- (6) その他障害福祉課から指示等があった場合はその内容を遵守し、安全に十分注意すること。

### 8 貸付けの取消し

貸し付けたタブレット等を帯広市が緊急に使用する必要が生じたとき、又は借受人がこの規約に違反したときは、貸付けの許可を取り消し、返却させることがあります。

### 9 損害賠償の責任

借受人は、タブレット等を損傷し、又は滅失したときは、帯広市の指示に従って現状を回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。ただし、天災、その他借受人にその責任がない場合は、この限りではありません。

### 10 タブレット等の使用中の事故

タブレット等の使用中に発生した事故又は第三者への損害については、帯広市は一切の責任を負いません。

## 附則

この規約は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号

タブレット等借受許可申請書

帯広市長 様

次のとおり申請します。

		申請日	年	月	日
申請者氏名					
借受人氏名					
住所					
連絡先	FAX				
	E-mail				
希望する機器	タブレット（周辺機器を含む）			1台	
貸付場所	使用場所	（〒 - ）			
	使用方法	遠隔手話サービスを受益するためビデオ通話を行う。			
借受希望期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	※借受・返却は許可を受けた者が行うこと。				
備考 <small>（特記事項は備考に記載してください）</small>					
同意事項	<input type="checkbox"/> 帯広市タブレット等利用規約の内容について承諾の上、遵守します。				